

November, 2015

なごみ便り

www.101dog.co.jp

税理士法人 和
社会保険労務士法人 和
一般社団法人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

今年の年末調整すべきこと ~ マイナンバー導入について ~

追々寒さに向かいますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

今年も11月に入り、いよいよ年末調整の時期が近付いてまいりました。11月の中頃には各税務署及び各市町村より書類が届き始めます。

「年末調整」は、給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年(1月~12月)の収入の総額について納めなければならない正規の年税額とを比較して、その過不足を調整するものです。

今年マイナンバー制度の導入に向けての変更点・注意点等があります。

マイナンバー対応について

10月から通知が開始された個人番号(マイナンバー)は、税・雇用保険分野で平成28年1月からの利用開始となりますが、平成28年1月以後の退職者の源泉徴収票・雇用保険資格喪失届から随時必要となりますので、今回の年末調整から体制を整えておかれることをお勧めします。

平成28年分の扶養控除等(異動)申告書の様式の変更

法人番号、個人番号(本人・配偶者・扶養親族)の記載欄が設けられました。

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 京橋	給与の支払者の名称(氏名) 東京国税商事 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 コクセイ タロウ 国税 太郎	生年月日 45年 1月 20日	配偶者の有無 無
税務署長 千代田	給与の支払者の法人(個人)番号 9876543210987	あなたの個人番号 123456789012	あなたの続柄 本人	扶養控除等申告書の提出 は、この申告書に 添付してください。
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 東京都中央区築地5-1-1	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1		



区分等	氏名及び個人番号	あなたの住所又は居所	関係	扶養親族の扶養期間(平13.1.2以後)
控除対象配偶者	国税 花子 234567890123	49-10-18 東京都千代田区霞ヶ関3-X-X		
主たる給与から控除を受ける扶養親族(16歳以上)(平13.1.1以前生)	1 国税 一郎 456789012345	子	同上	
	2 国税 次郎 567890123456	子	同上	
		12-8-11 老親等	その他	
16歳未満の扶養親族(平13.1.2以後生)				

給与の支払者の「個人番号又は法人番号」を付記します。

給与所得者の「個人番号」を記載します。

控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の「個人番号」を記載します。

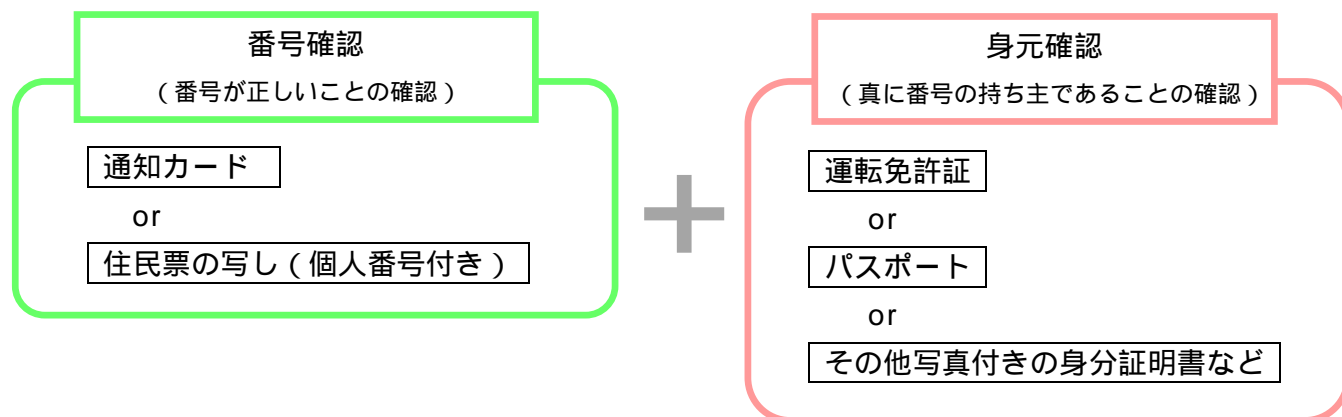
この申告書は、あなたの給与について配偶者控除、この申告書は、2か所以上から給与の支払を受け、この申告書及び裏面の「申告書のご注意」を成してあります。裏面の「申告書」に基づいて作

マイナンバー収集時には、必ず本人確認をしましょう

マイナンバーの収集時には、本人に利用目的を明示するとともに、他人の成りすまし等を防止するため、給与支払者側で本人確認をすることが必要となります。

本人確認の方法は、平成 28 年 1 月以降は個人番号カードを交付申請し、交付を受けた方については、「個人番号カード」での本人確認（番号確認 + 身元確認）が可能となります。

ただし、平成 27 年中に本人確認を行う場合や、平成 28 年 1 月以降に個人番号カードの交付を受けていない方への本人確認については、以下の方法で行うことになります。



番号確認について

過去に本人確認を行って作成したファイルで番号確認を行うことも認められます。

ただし、紛失等で個人番号を変更している可能性もあるため、変更がないか否かの確認は必要です。

身元確認について

従業員の身元確認については、雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っており、対面で確認することにより、本人に相違ないことが明らかと判断できる場合には、身元確認を省略することができます（番号確認は必要）。

控除対象扶養親族等の本人確認について

従業員が控除対象配偶者・扶養親族等の本人確認を行います。

（給与支払者側は扶養親族の本人確認を行う必要はありません）

まだ間に合う節税制度をご紹介！～小規模企業共済制度～

今年中に掛金を前納（一括納付）することで、全額を今年の所得控除の対象とすることができます。
お申込みの締切りは 12 月中頃となりますので、お早めの手続きをお勧めします。

（文章担当：岡崎・武地）

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. しゃぶしゃぶ、おすし、焼肉。名探偵が一番好きなのはどれ？

先月の Q. かけたり、ひいたりしても全く数が変わらないものは？

先月の答え: 椅子 (椅子にかける、椅子をひく)